

安来市4年又は5年に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期に関する取扱要領

(目的)

第1条 この訓令は、安来市社会福祉法人指導監査実施要領（平成25年安来市訓令第12号。以下「実施要領」という。）別表Ⅱの項及びⅢの項に区分してある4年又は5年に1回実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する一般監査の周期（以下「当該監査周期」という。）に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(当該監査の対象法人)

第2条 当該監査周期を実施する法人（以下「該当法人」という。）は、実施要領別表Ⅱの項及びⅢの項に定める法人とする。

(届出書の提出)

第3条 当該監査周期を受けることを希望する法人の理事長は、4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期適用届出書（様式第1号の1）又は4年に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期適用届出書（様式第1号の2又は様式第1号の3）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項の届出は、実地監査を受けた日の属する年度の翌々年度の6月末日までに行うものとする。

(届出内容の確認)

第4条 市長は、前条により提出された届出書及び添付書類により、当該監査の実施の可否について別に定める事項により確認するものとする。

2 市長は、届出書の確認に当たって、必要に応じて事情を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(該当法人の決定)

第5条 市長は、前条の審査結果に基づき該当法人を決定し、4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用通知書（様式第2号又は様式第3号）により法人の理事長に通知するものとする。

(確認書類の提出)

第6条 当該監査周期の決定を受けた法人は、当該監査周期適用中、毎年度6月末日までに次の各号に掲げる法人の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 会計監査人を設置している法人又は会計監査人未設置法人で会計監査人による監査に準じる監査を実施した法人 会計監査報告に無限定適正意見又は除外事項を付した限定付き適正意見（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された書類の写し並びに監査実施概要及び監査結果の説明書
- (2) 専門家による支援を受けた法人 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書の写し又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書の写し
- (3) 福祉サービス第三者評価の受審法人及びISO9001の認証を取得している施設を有する法人 前年度における苦情解決の取組状況報告書（様式第4号）
- (4) ISO9001の認証を取得する施設を有する法人 維持更新の承認書の写し

2 当該監査周期の決定後、福祉サービス第三者評価を受審した法人にあっては、福祉サービス第三者評価受審結果の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第7条 市長は、該当法人が当該監査周期適用中に次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 該当法人が、当該監査周期の適用を辞退したとき。
- (2) 法人運営又は社会福祉事業等の運営に問題の発生が認められたとき。
- (3) 実施要領の要件及び評価基準を満たさなくなったとき。
- (4) 苦情解決が適切に行われていないと認められたとき。
- (5) その他指導監査の実施が必要と認められたとき。

2 該当法人の理事長は、前項第1号の規定により決定を辞退するときは、4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用辞退届出書（様式第

5号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により決定の取消しをしたときは、4年(又は5年)に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用の取消通知書(様式第6号)により該当法人の理事長に通知するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号の1（第3条関係）

（会計監査人設置法人、準じる法人又は専門家の支援を受ける法人）

年 月 日

安来市長 様

法人名

理事長名

4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期適用届出書

このことについて、4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期を適用していただきたく、関係書類を添えて届出します。

記

会計監査人等の所在地、名称

- （1）所在地
- （2）名称（氏名）

添付書類

- 会計監査人監査報告書（写）並びに監査実施概要及び監査結果の説明書
- 専門家が作成する「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」（写）又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」（写）
- 会計監査人又は専門家との契約書（写）

様式第1号の2（第3条関係）

（福祉サービス第三者評価受審法人）

年 月 日

安来市長 様

法人名

理事長名

4年に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期適用届出書

このことについて、4年に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期を適用して
いただきたく、関係書類を添えて届出します。

記

福祉サービス第三者評価の受審状況

（1）実施期日 年 月 日

（2）実施施設名及び評価機関名（評価者名）

施設名	評価機関名	評価者氏名

（3）結果の公表

ア 評価項目（全項目）中の 割を公表

イ 公表の方法

（4）添付書類

ア 福祉サービス第三者評価の受審結果（写）

イ 苦情解決に関する規程

ウ 前年度における苦情解決の取組状況報告書（様式第4号）

※全施設、事業について作成すること

様式第1号の3（第3条関係）

（ISO9001認証施設保有法人）

年 月 日

安来市長 様

法人名

理事長名

4年に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期適用届出書

このことについて、4年に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期を適用して
いただきたく、関係書類を添えて届出します。

記

ISO9001認証取得施設の状況

(1) 登録日 年 月 日

(2) 有効期限 年 月 日

(3) 認証取得施設名及び評価機関名

施設名	評価機関名

(4) 添付書類

ア 登録証（写）及び維持審査の承認通知（写）

イ 苦情解決に関する規程

ウ 前年度における苦情解決の取組状況報告書（様式第4号）

※全施設、事業について作成すること

社会福祉法人 理事長 様

安来市長

4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用通知書

年 月 日付けで届出のありましたこのことについては、審査の結果、4年（又は5年）に1回実施する一般監査の周期を適用することとしましたので、お知らせします。

なお、下記の事由に該当するときは、この決定を取り消します。

おって、この決定を辞退される場合には、様式第5号により届け出てください。

記

- 1 貴職から辞退されたとき。
- 2 法人経営又は社会福祉事業等の経営に大きな問題があると認められたとき。
- 3 会計監査人から「不適正意見」又は「意見不表明」の監査意見が出されたとき。
- 4 専門家による支援業務実施報告書に記載された支援項目に大きな課題又は所見が見られたとき。
- 5 苦情解決が適切に行われていないと認められたとき。
- 6 ISO9001の認証を取得しなくなったとき又は維持更新時に認証機関の承認が得られなかったとき。
- 7 その他指導監査の実施が必要と認められたとき。

第 号
年 月 日

社会福祉法人 理事長 様

安来市長

4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用通知書

年 月 日付で届出のありましたこのことについては、審査の結果、下記の理由により一般監査を4年（又は5年）に1回の周期とせず、3年に1回（又は1年に1回以上）の周期で実施することとしましたので、お知らせします。

記

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第6条関係）

前年度における苦情解決の取組状況報告書

法人名

施設・事業名

審査項目	内 容			
苦情解決責任者の選任状況	職 名		氏名	
苦情受付担当者の選任状況	職 名		氏名	
	職 名		氏名	
第三者委員の選任状況	公職名等		氏名	
	公職名等		氏名	
利用者・職員に周知しているか。 周知方法は。	利用者、家族	(周知の状況)	周知	非周知
		(周知の方法)		
	職員	(周知の状況)	周知	非周知
		(周知の方法)		
苦情解決の仕組みを施設内に掲示しているか。	掲 示		非掲 示	
苦情内容等を記載した書面の内容を申出人が確認しているか。	確認している		確認していない	
受け付けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に報告しているか。	報告している		報告していない	
苦情について、申出人と話し合いによる解決に努めているか。	努めている		努めていない	
苦情に関する記録を整備・保存しているか。	している		していない	
苦情解決の結果について、個人情報を除いて公表しているか。 その方法は。	公 表		非公 表	
	(方法)			

苦情解決の結果について、一定期間ごとに第三者委員に報告しているか。その方法は。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
	(方法)
苦情受付け件数 (解決件数)	<input type="text"/> 件 (<input type="text"/> 件)
第三者委員への報告件数	<input type="text"/> 件
公表件数	<input type="text"/> 件

※ 必要事項を記載し、該当するところに○印を付すこと。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

安来市長 様

法人名

理事長名

4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用辞退届出書

このことについて、 年 月 日付け第 号により決定を受けた4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用を辞退します。

記

（理由）

社会福祉法人 理事長 様

安来市長

4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用の取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した4年（又は5年）に1回実施する社会福祉法人一般監査の周期の適用については、下記の理由によりこの決定を取り消します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。